

住民監査請求（地域活動協議会補助金（西成区））の監査結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、平成 29 年 3 月 30 日に提出された住民監査請求について、平成 29 年 5 月 25 日に請求人（1 人）に監査結果を通知しました。（監査結果は同年同月 24 日決定）

1 請求の要旨

西成区が平成 27 年度に A 地域活動協議会（以下「A 地活協」という。）に対して補助金として支出した 3,706,994 円について、西成区は精算書の内容を十分に精査せず、本来支出する必要がない補助金を A 地活協に支出し、大阪市に損害を与えていると言える。

大阪市長に対して、損害相当額を回復させる措置を講じるよう、監査委員に対して監査の実施を請求する。

2 監査の結果（棄却）

（1）監査委員の判断の要旨

A 地活協から実績報告書及びその添付書類の提出を受けた本市職員が実績報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等を適正に行わずに交付すべき補助金の額を確定した場合は、違法不当な公金の支出に当たる場合があるというべきである。

ア 西成区による A 地活協の実態の把握について

以下の点から、本市職員に不作為があったとは言えない。

- ・西成区が実績報告書により中止された事業に係る経費が計上されていないことを確認している。
- ・本市が A 地活協に交付した補助金は、当該年度に実施した地活協事業に対して執行されていると言え、違法不当な公金の支出とは言えない。
- ・A 地活協の決算報告は、その計上内容に一部不備はあるものの、本市からの補助金に係る収支が全て記載され、A 地活協の役員会で承認されていることが確認できる。
- ・西成区が、A 地活協全体の決算書や資金の流れ、A 地活協の構成団体である A 社会福祉協議会（以下「A 社協」という。）の決算書を確認していないことは、補助金の交付要綱に反しているとはまては言えない。

イ 西成区による実績報告書の確認について

西成区が、A 地活協から提出された実績報告書の添付書類である領収書等に記載された単価に疑念を抱かず、更なる調査を行わなかったことは、西成区がメーカーに確認した内容等からも、当該価格が社会通念上逸脱するとまでは言えず、補助金の交付要綱に反しているとは言えない。

以上より、本市職員による報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等が不適正であったとは言えず、本市職員による違法不当な公金の支出があったとは認められない。

（2）意見の要旨

本件請求では、A 地活協から構成団体への支払い時期が不適切な点や A 地活協の決算書が不十分な点、構成団体である A 社協の決算計上の不適切な点、A 地活協での利益相反取引などが判明した。地活協には準行政的な機能があり、高い透明性が求められるので、西成区は、中間支援組織とも連携し、地活協及びその構成団体に対する指導、モニタリングを行うとともに、地活協に対して概算払で交付する際には、その必要性の精査やモニタリングの強化により、適正な補助金の交付に努められたい。

また、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性や経理的基礎が求められている地活協に対して、西成区は、決算書を徴することで継続的にこれらの点を満たしていることを確認されたい。

中間支援組織には、地活協に対する予算・決算、出納事務に係る助言等の支援業務が委託されており、西成区は中間支援組織の業務実態を確認し、不十分な点は改善させ、地活協の自律的な組織運営が実現するよう、中間支援組織との連携を強化し、地活協の課題解決に当たられたい。